

周南市告示第210号

令和4年12月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別図のとおり字の区域を廃止し、町の区域及び町名を新たに定めたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定及び字区域の廃止の効力は、令和5年2月4日から生ずるものとする。ただし、富田西部第一土地区画整理事業の施行地区についてするものの効力は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

周南市長 藤 井 律 子



【別図】

